

**資 料 提 供**  
 令和7年11月12日  
 課名：産業廃棄物対策課  
 担当：波谷  
 内線：2962  
 外線：082-513-2963

## 船舶を利用し海上からの不法投棄等監視を行う

## シーパトロールを実施します

～実施日：11月20日（木）、25日（火）～

廃棄物の不法投棄等の未然防止、早期発見・早期是正を目的として、関係機関と共同して、シーパトロール（船舶を利用した海上からの監視パトロール）を行います。巡視艇に、同乗取材もできますので、是非、貴メディアで取材していただきますようお願いします。

### ○ 実施内容

- ・ 広島県、福山市、第六管区海上保安本部、広島県警察及び環境省中国四国地方環境事務所が連携し、海上から不法投棄等の監視パトロールを行います。
- ・ 乗船前には関係機関が集合し、出発式を行います。
- ・ 不法投棄などの不適正な処理が発見された場合は、関係機関が連携して、原因者の特定や適正処理に向けた指導等を行います。



### ○ 実施日程

(写真 監視の様子)

日時	11月20日（木） 13:30～16:20 (集合13:00)	11月25日（火） 13:30～16:20 (集合13:00)
監視エリア	尾三エリア (三原市、尾道市)	福山エリア (福山市)
使用船舶	尾道海上保安部巡視艇 尾道警察署警備艇	福山海上保安署 巡視艇
関係機関	広島県・広島県警察本部 尾道海上保安部 環境省中国四国地方環境事務所	広島県・広島県警察本部 福山市 福山海上保安署 環境省中国四国地方環境事務所
集合場所	尾道海上保安部 尾道市古浜町27-13 Tel 0848-24-0118 (警備救難課)	福山海上保安署 福山市東手城町2-18-3 Tel 084-943-5950 (海上環境担当)

※ 日程は、緊急用務、天候不良等により変更することがあります。

### 『報道（取材）にあたってのお願い』

- (1) 廃棄物の不法投棄等の未然防止を図るため、当日のパトロールの様子を報道していただくようお願いします。
- (2) パトロールの日程については、事前に報道しないでください。
- (3) 第六管区海上保安本部の巡視艇は乗船者数に限りがありますので、取材を希望される場合は、11月17日（月）の12時までに、別添の取材申し込み用紙をFAXで送信してください。

FAX 082-211-5374

(産業廃棄物対策課)

## 取材申し込み用紙

【報道機関名】

---

【取材人数】

名 (内、乗船人数 名)

---

【連絡先】

電話

---

【担当者名】 よみがな

---

【取材内容】取材を希望する内容に○をしてください。

A. 全部 (乗船希望)

B. 出発前のみ (乗船なし)

締め切りは、次のとおりとさせていただきます。

11月17日（月）12時

## 1 不法投棄防止対策における課題について

不法投棄の監視や不法投棄防止の対策・啓発等を実施していますが、依然として、廃棄物の不法投棄が発生している状況にあります。このため、更なる監視、関係機関との連携強化、県民・多様な組織等からの通報などにより、不法投棄させない社会を醸成するとともに、不法投棄が発生した場合は、原因者に対して、是正指導を行うなど厳正な対応を徹底する必要があります。

また、市町が行う不法投棄防止対策への助成の継続や市町併任職員による監視等、県と市町が一体となった不法投棄防止対策を行う必要があります。

## 2 不法投棄監視強化対策事業について

### (1) 不法投棄監視体制の強化

車両、船舶、ヘリコプター、ドローン及び人工衛星による陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不適正事案の未然防止や早期発見を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底します。（図1 廃棄物不法投棄対策等実施体系図参照）

また、県庁に常駐する不法投棄対策班が行う機動的な監視活動や情報収集により、事案への対処能力の向上を図ります。

### (2) 不法投棄情報の収集

県庁に設置する「不法投棄110番ファックス」、県ホームページ、業界団体と締結した不法投棄通報協定等により、県民等から不法投棄など不適正処理に関する情報を幅広く収集し、関係機関に迅速な情報提供を行い、不法投棄事案等の早期対応、早期解決に努めます。

### (3) 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

厚生環境事務所毎に設置した地元市町や警察署などの関係機関で構成する地区不法投棄等防止連絡協議会により、地域に根ざした監視・啓発活動を推進するとともに、町内会や各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図ります。また、警察本部・海上保安本部等との合同監視パトロールや「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図ります。

### (4) 市町と県の連携

産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の事案は、発生した場所の市町に關係する問題でもあることから、市町職員の県職員への併任制度等により、市町が日常の監視として産業廃棄物の立入検査を実施しています。なお、廃棄物に係る事案等の発生時には、県と市町が連携して迅速に対応し、早期解決を図ります。

## 3 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）について

投棄量が10トン以上の不法投棄の発生状況は、最近10年間は年間5件以内であり、令和6年度についても1件でした。しかし、県内における不法投棄は未だに発生しており、未然防止の観点からも継続的に実施しているところです。（図2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）参照）

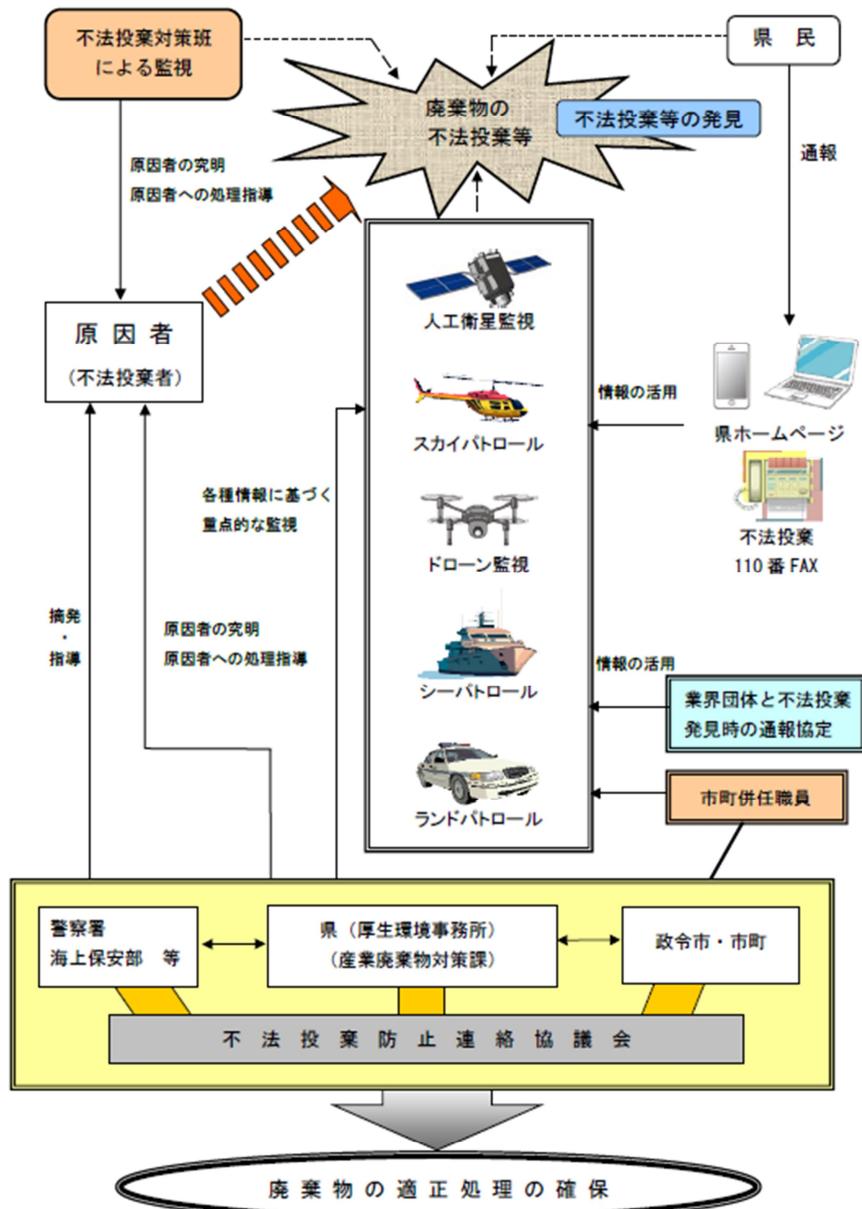


図1 廃棄物不法投棄対策等実施体系図

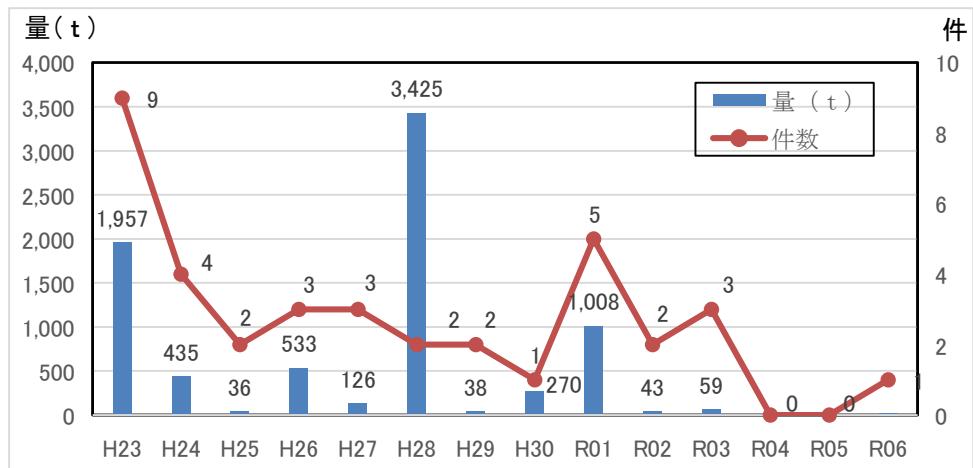


図2 産業廃棄物不法投棄発生状況(投棄量10トン以上の事案)